

香芝市公告

下記の事業を実施するに当たり、事業者の公募を行うので、公告する。

令和8年 2月 4日

香芝市長 三 橋 和 史

1 事業の名称

香芝市立保育所等における午睡用寝具リース提供事業

2 事業に関する業務の内容

別紙「香芝市立保育所等における午睡用寝具リース提供業務仕様書」に記載のとおりとする。

3 事業実施期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

ただし、当該サービスの利用状況や保護者アンケートの結果等を踏まえた上で、市と事業者の協議により令和10年3月31日までに事業を終了することがある。また、実施期間満了後も、改めて公募等を実施して事業を継続する可能性がある。なお、市が令和10年3月31日までに事業を終了する場合において、市は、事業の終了により事業者が発生する損害及び事業の継続により事業者が得られる利益を補償しないものとする。

4 参加資格

別紙「香芝市立保育所等における午睡用寝具リース提供事業の実施に係る事業者募集要領」に記載のとおりとする。

5 提出書類受付期限

令和8年2月25日（水）午後5時00分

6 担当部署

香芝市子ども家庭部保育幼稚園課

所在地：〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1

電話番号：0745-44-3336

電子メール：hoiku@city.kashiba.lg.jp

香芝市立保育所等における午睡用寝具リース提供事業の実施に係る 事業者募集要領

1 事業の概要

(1) 事業の名称

香芝市立保育所等における午睡用寝具リース提供事業

(2) 事業の目的

香芝市立保育所及び認定こども園（以下「市立保育所等」という。）で使用する午睡用寝具のリース業務を導入し、児童を預ける際に午睡用寝具を持参する保護者の負担軽減を図る。

(3) 事業に関する業務の内容

別紙「香芝市立保育所等における午睡用寝具リース提供業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 事業実施期間

事業実施期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

ただし、当該サービスの利用状況や保護者アンケートの結果等を踏まえた上で、香芝市（以下「市」という。）と事業者が協議して令和10年3月31日までに事業を終了し、又は実施期間満了後も、改めて公募等を実施して事業を継続する可能性がある。なお、市が令和10年3月31日までに事業を終了する場合において、市は、事業の終了により事業者が発生する損害及び事業の継続により事業者が得られる利益を補償しないものとする。

2 参加資格

本公募に参加できる者は、次に掲げる事項を満たさなければならない。

- (1) 公告の日から候補者の決定までの間に、香芝市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領（平成30年8月1日施行）による入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始を申し立て、若しくは申し立てられた事業者（更生手続開始の決定を受けて

いる者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により再生手続開始を申し立て、若しくは申し立てられた事業者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(4) 次のアからカまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(5) 令和7年4月1日時点において、他の地方公共団体の公立保育所等又は香芝市内にある民間保育施設に通う児童の保護者と直接契約を締結し、午睡用寝具リース提供業務を提供していること。

(6) 本事業の募集要領及び仕様書の内容を遵守できること。

3 応募に伴う日程

事 項	日 程
公告日(募集要領等の公表)	令和8年2月4日(水)
質問書受付期限	令和8年2月10日(火)午後5時00分
質問に対する回答期限	令和8年2月13日(金)午後5時00分

提出書類受付期限	令和8年2月25日（水）午後5時00分
候補者決定の通知	令和8年3月初旬頃
サービス提供開始	令和8年4月1日（水）

備考 日程は、必要に応じて変更する場合がある。

4 質問の受付及び回答

募集要領及び仕様書の内容に関して質問がある場合は、質問書（様式4）を期日までに提出すること。

(1) 提出方法

質問書（様式4）に質問事項等を記載し、電子メールに添付して以下の質問受付期間内に香芝市子ども家庭部保育幼稚園課宛に送信すること。その際、件名を「午睡用寝具リース提供事業に関する質問書」とするとともに、到達の確認のため、送信後に香芝市子ども家庭部保育幼稚園課まで電話連絡すること。来訪及び電話による質問は、受け付けない。

ア 質問受付期間

令和8年2月5日（木）午前8時30分から令和8年2月10日（火）午後5時00分まで

イ 提出先

香芝市子ども家庭部保育幼稚園課
電子メール：hoiku@city.kashiba.lg.jp

ウ 連絡先

香芝市子ども家庭部保育幼稚園課
電話番号：0745-44-3336

(2) 質問への回答

令和8年2月13日（金）午後5時00分までに市のホームページに掲載する。

5 必要書類の提出

(1) 参加申込書等

No	提出書類	部数
----	------	----

1	参加申込書（様式1）	1部
2	会社概要書（様式2）	1部
3	履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） ※ 香芝市競争入札参加資格者名簿に未登録の場合に限る。	1部
4	直近年度の国税（法人税及び消費税）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できること。） ※ 香芝市競争入札参加者名簿に未登録の場合に限る。	1部

(2) 企画提案書等

No	提出書類	部数
1	企画提案書表紙（様式3-1）	1部
2	企画提案書（参加申込者名をマスキングしたもの）（様式3-1）	5部
3	企画提案書（様式3-2）	6部

(3) 企画提案書の規格

- ア A4判（印刷の向きを縦とし、両面印刷とする。）で作成すること。
- イ 図表等の表現の都合上、用紙の方向を一部変更したり、記述を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。また、A3判の図版がある場合は、横向きで作成することとし、片面印刷でA4判に折り込むことで可とするが、この場合は2ページ分として取り扱うものとする。
- ウ 表紙及び目次を除き、両面で1枚として総枚数20枚（40ページ）以内で作成し、左綴じで提出すること。
- エ 表紙及び目次を除き、各ページに一連のページ番号を付すこと。
- オ フォントは任意とするが、フォントサイズは10.5ポイント以上と

すること。ただし、図表や注記等については、この限りでない。
カ ファイリングには、焼却処分できないファイル（ドッチファイル等）
を利用しないこと。

キ 企画提案書等は1者1提案とし、2以上の企画提案書等を提出しない
こと。企画提案書に記載する内容は、具体的なものとする。

(4) 作成部数

6部（正1部、副5部）作成し、副本は、参加申込者名をマスキングす
ること。

(5) 留意事項

ア 企画提案書は、別紙「企画提案書等評価基準」を参考にして記載する
こと。

イ 企画提案書は、見やすく分かりやすいものとする。

ウ 企画提案書等に記載のない専門用語を使用する際には、注釈を付ける
などしてその内容が理解できるようにすること。

エ 仕様書に示していない内容であっても、市にとって有益になると思わ
れる企画については、積極的に提案すること。

オ 提出書類に不備がある場合は、訂正を求めるものとする。この場合に
おいて、指示した期限までに訂正がなければ失格とする。なお、提案内
容については、提出後の修正又は追加を一切認めないものとする。

(6) 提出期限、提出先及び方法

ア 提出期限

令和8年2月25日（水）午後5時00分まで

イ 提出先

香芝市子ども家庭部保育幼稚園課

〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1

ウ 提出方法

持参又は郵送による提出とする。

(ア) 持参の場合は、事前に電話連絡をした上で、提出期限内に提出する
こと。

(イ) 郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法で、提出期限内に
必着で提出するとともに、到達の確認のため、発送後に香芝市子ども
家庭部保育幼稚園課まで電話連絡すること。

エ 連絡先

香芝市子ども家庭部保育幼稚園課

電話番号：0745-44-3336

(7) 提出書類の取扱い

- ア 提出書類一式に不備又は不足のある場合は、受付できないものとする。
- イ 提出期限後の提出書類の差し替え及び再提出は、原則として認めないものとする。
- ウ 提出書類は、一切返却しないものとする。
- エ 提出書類は、審査に必要な範囲で複製できるものとする。また、提出書類（候補者の決定を受けた者が提出した書類を除く。）は、候補者を選定する目的以外に使用しないものとする。
- オ 事業に係る情報公開請求があった場合は、提案内容、ノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、香芝市情報公開条例（平成12年条例第28号）に基づき、提出書類を公開するものとする。

(8) 参加申込みの辞退

必要書類の提出後に参加申込みを取りやめようとする場合は、令和8年2月25日（水）午後5時00分までに、辞退届（様式5）に必要事項を記入の上、持参又は郵送により提出すること。提出方法は、5(6)ウの方法に準じる。

6 候補者決定方法

- (1) 企画提案書の評価は、香芝市立保育所等における紙おむつ等定額利用サービス業務事業者選定委員会において行う。参加申込者が提出した企画提案書等を評価し、最も評価が高い者を候補者に決定する。
- (2) 評価基準は、別紙「企画提案書等評価基準」による。
- (3) 評価結果は、令和8年3月上旬頃に全ての参加申込者に電子メールで通知するとともに、市のホームページで公表することを予定している。
なお、審査の経緯は公表しない。
- (4) 審査結果に対する異議申立ては、受け付けない。

7 失格事項

参加申込者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。また、失格となる者を候補者と決定していた場合には、当該決定を取り消すものとする。

- (1) 候補者の決定日までに参加資格を満たさなくなった場合

- (2) 提出書類等に虚偽の記載をした場合
- (3) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な場合
- (4) 公正な選定の執行を害する行為をした場合
- (5) 募集要領及び仕様書の要件を満たさない場合
- (6) 提出書類に不備があり、市が指示する期日までに訂正しなかった場合
- (7) その他市が不正と認める行為があった場合

8 その他

- (1) 本事業に参加するために要する一切の費用は、参加申込者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書の内容は、協定書を締結した際に参加申込者が責任をもって履行できる内容とすること。
- (3) 不確定要素がある場合であっても、参加申込者の経験及びノウハウを最大限活用し、具体的かつ実効性のある提案書を提出すること。
- (4) 提出書類の著作権は、参加申込者に帰属するが、市が評価結果の公表等に必要な場合には、市は提出書類の著作権を無償で使用できるものとする。

9 問合せ先

香芝市子ども家庭部保育幼稚園課

所在地：〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1

電話番号：0745-44-3336

電子メール：hoiku@city.kashiba.lg.jp

香芝市立保育所等における午睡用寝具リース提供業務仕様書

1 事業の名称

香芝市立保育所等における午睡用寝具リース提供事業

2 事業実施期間

事業実施期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

ただし、当該サービスの利用状況や保護者アンケートの結果等を踏まえた上で、香芝市（以下「市」という。）と事業者の協議により令和10年3月31日までに事業を終了することがある。また、実施期間満了後も、改めて公募等を実施して事業を継続する可能性がある。なお、市が令和10年3月31日までに事業を終了する場合において、市は、事業の終了により事業者が発生する損害及び事業の継続により事業者が得られる利益を補償しないものとする。

3 事業の目的

香芝市立保育所及び認定こども園（以下「市立保育所等」という。）で使用する午睡用寝具のリース提供業務を導入し、児童を預ける際に午睡用寝具を持参する保護者の負担軽減を図る。

4 事業に関する業務の内容

(1) サービスの利用に関する契約

サービスの利用を希望する児童の保護者は、直接事業者へ申込みを行い、事業者と直接契約を行うものとする。サービスの利用は、各保護者の任意とし、サービスの利用に関する契約は、児童1人につき1契約とする。1月単位で利用及び解約ができることが好ましい。

なお、市及び市立保育所等は、契約当事者となることはなく、契約の締結及び解除並びに解約並びに利用料金の徴収等には一切関与しないが、サービスの利用に関する契約の内容は、本仕様書の内容に反しないものでなければならない。

(2) 午睡用寝具リース業務の提供

事業者は、サービスの利用に関する契約を締結した保護者（以下「契約者」という。）の児童に対し、市立保育所等で使用する午睡用寝具リース

業務を提供する。

なお、午睡用寝具は、敷布団及び掛布団（夏場は、タオルケットとする。）とし、敷布団にはカバーを付ける。寝具は、週1回程度交換し、事業者においてカバーの洗濯及び装着並びに定期的な布団の殺菌並びにその他付帯業務を行う。また、各児童が専用で午睡用寝具を使用できるよう、識別するための対策を講じる。

事業者は、契約者の確認ができる資料を市立保育所等に提供し、契約者に変更がある場合は、遅滞なく市立保育所等に報告する。

(3) 市立保育所等への午睡用寝具の納品

午睡用寝具の交換に係る納品及び搬出の日程、時間帯及び場所については、事業者と市が協議して定める。

午睡用寝具が汚れた場合に備えて、利用者が20人以上の保育所等には予備の午睡用寝具2組以上、利用者が20人未満の保育所等には予備の午睡用寝具1組以上を納品する。

(4) 午睡用寝具が汚れた場合の対応

尿、便、吐しゃ物、血液等により午睡用寝具が汚れた場合は、市立保育所等においては洗浄せず、事業者が速やかに当該市立保育所等から引き取った上で洗浄済みの清潔な寝具と交換し、又は清潔な寝具との交換時（原則として週1回程度の定期交換時とする。）に市立保育所等の保育士等がビニール袋等に入れて事業者に引き渡すこととする。

(5) 契約者からの利用料金の徴収等

契約者からの利用料金の徴収及び契約者への利用料金の還付は、事業者が行う。

(6) 問合せ対応

事業者は、サービスに関する保護者や市内保育所等からの問合せについて、適切に対応できるよう、相談窓口等を設置することとする。また、サービスに関する苦情や要望には誠実に対応するものとする。

(7) 市立保育所等及び保護者への周知

事業者は、サービスを円滑に導入できるよう、事業開始までに市立保育所等の保育士等への説明会を実施するとともに、市立保育所等向けの説明資料及びマニュアル、保護者向けの説明資料及び利用申込書等を作成することとする。

保護者に対しては、サービス開始前に説明資料を配布すること等により、

本事業の周知を図る。

(8) 対象となる市立保育所等

対象となる市立保育所等は、次のとおりとする。なお、各施設に契約者がある限り、サービスを提供するものとする。

番号	施設名	施設の住所	0歳児から4歳児までの児童数
1	若葉保育所	香芝市下田西二丁目6番27号	140人
2	五位堂保育所	香芝市五位堂三丁目464番地1	107人
3	二上保育所	香芝市畑四丁目545番地	99人
4	みつわ保育所	香芝市良福寺419番地	163人
5	真美ヶ丘保育所	香芝市真美ヶ丘六丁目9番1号	100人
6	認定こども園 鎌田幼稚園	香芝市鎌田364番地1	24人
7	認定こども園 下田幼稚園	香芝市下田西二丁目9番23号	17人
8	認定こども園 真美ヶ丘東幼稚園	香芝市真美ヶ丘三丁目3番24号	31人

備考

- 1 6、7及び8番の施設は、3歳児、4歳児及び5歳児を受け入れる認定こども園であり、午睡を行う保育利用（2号認定）の児童数を掲載している。
- 2 0歳児から4歳児までの児童数は、令和8年1月1日現在のものである。

5 その他

- (1) 事業者は、個人情報の管理を適切に行い、万一個人情報等の漏えいが生じた場合には、直ちに対象者、漏えいした可能性のある情報の内容、想定

される影響を香芝市子ども家庭部保育幼稚園課に報告し、及び速やかに対応策を講じるとともに、原因及び改善策を1月以内に報告すること。1月以内に原因の特定及び改善策を講じることができない場合は、その時点までに判明している情報を1月以内に報告するとともに、原因の特定及び改善策を講じるまでの間、毎月報告を行うこと。

- (2) サービスの提供に当たって発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、事業者が負担すること。
- (3) サービスの提供開始後に、利用料金等サービスの要素となる事項に変更が生じる場合は、事前に市と協議の上、契約者に通知すること。
- (4) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、必要に応じて市と事業者が協議して定めること。